

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問５（情）第３号）

第１ 審査会の結論

広島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった行政文書について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第２ 審査請求に至る経過

１ 開示の請求

審査請求人は、令和５年５月26日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第５号。以下「条例」という。）第６条の規定により、実施機関に対し、「広島市〇〇にある〇〇の駐車場を令和５年のサミット期間中に警察車両を駐車する為に借用する事を決めた決裁文書と借用料が解る文書」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

２ 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、条例第８条第２項の規定により、開示決定等の決定期間を令和５年７月10日まで延長する旨、令和５年６月８日付けで審査請求人に通知した。

その後、本件請求文書の存否を答えるだけで保護されるべき利益を損なうこととなるとして、条例第７条第２項及び第13条の規定により、行政文書存否応答拒否の決定（以下「本件処分」という）を行い、令和５年７月３日付けで審査請求人に通知した。

３ 審査請求

審査請求人は、令和５年７月７日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第２条の規定により、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件対象文書の全部を開示するとの決定を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

利益を損なうこととなる保護されるべき理由に当たらない。所謂憲法第20条の国からの特権を受け又は政治上の権力を行使し特定の宗教団体への利益供与を与えたことは明白であり不法・不当な理由による存否応答拒否通知である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

1 対象行政文書について

対象行政文書は、G7広島サミットの開催に伴う警備における、警備部隊車両の駐車場所として特定の場所の借用に係る事前調整や、それに基づく依頼事実に係るものであり、当該行政文書の存否を明らかにすることは、当該特定場所を警備部隊車両の駐車場所として借用した事実を明らかにすることと同義となるものである。

2 存否応答拒否制度について

開示請求に対しては、当該開示請求に係る行政文書の存否を明らかにした上で、存在している場合は開示又は不開示を回答し、存在しない場合は存在しない旨を回答することが原則である。

しかし、行政文書の内容によっては、存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示した場合と同様に、保護されるべき利益を損なうことがあり、条例においても、存否応答拒否制度は、第13条で「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、保護され

るべき利益を損なうこととなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定されている。

3 存否応答拒否とした理由

G 7 広島サミットの開催に伴う警備において、警備部隊車両の駐車場所として特定の場所を借用した事実に係る情報の存否を明らかにすれば、警備部隊車両の駐車場所として、特定の場所を借用したかどうかという事実が明らかとなる。

これにより、今後、当該場所の付近等において警備を実施する場合に、当該駐車場に警備部隊車両を駐車することが推定され、テロ等の犯罪行為を企図する勢力による同所に対する攻撃等を惹起するおそれがあるほか、当該場所の駐車可能台数等から、どのような場所、規模、方法等でG 7 広島サミットの開催に伴う警備を行っているかといった警備の具体的内容を推定することが可能となるところ、テロ等の犯罪行為を企図する勢力がこれらの情報を収集し、分析することにより、将来における大規模行事におけるテロ等の犯罪行為が容易となるなど、犯罪の予防、鎮圧及び捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

また、警察に対して、駐車場を提供したことが明らかとなれば、提供した者に対して、テロ等の犯罪行為を企図する勢力からの嫌がらせや不当な圧力、施設使用を困難にする損壊等が行われ、当該事業者のほか、同様の被害を恐れ、他の事業者についても駐車場所の提供に応じなくなるなど、警察事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

以上を踏まえれば、警備部隊車両の駐車場所として特定の場所を借用した事実の有無に係る情報は、条例第 10 条第 4 号及び第 6 号に規定する情報に該当する。

この点、条例第 13 条の規定により、開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、保護されるべき利益を損なうこととなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができることとされている。

前記のとおり、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを応答することは、条例第10条第4号及び第6号に規定する不開示情報を事実上開示することとなり、犯罪の予防、鎮圧及び捜査等の公共の安全と秩序の維持並びに警察事務の適正な執行に支障を生じさせるおそれがあることから、保護されるべき利益を損なうこととなると解することが相当である。

以上を踏まえ、条例第13条に基づき、本件処分を行ったものである。

4 審査請求人の主張に対する弁明

本件処分については、前3のとおり、条例第13条に基づいて行われた適法な処分であり、審査請求人による「いわゆる憲法第20条の国からの特権を受け又は政治上の権力を行使し特定の宗教団体への利益供与を与えたことは明白であり、不法・不当な理由による存否応答拒否通知である。」との主張については失当である。

第5 審査会の判断

1 本件処分の妥当性について

実施機関は、本件請求に対し、警備部隊の車両として特定の場所を借用した事実の有無に係る情報は条例第10条第4号及び第6号に規定する情報に該当し、本件請求文書の存否を答えると、条例第10条第4号及び第6号に定める不開示情報により保護されるべき利益を損なうこととなるとして、条例第13条の規定に基づき行政文書の存否を明らかにせずに本件請求を拒否した。

これに対して、審査請求人は、本件請求文書の開示を求めていることから、以下、本件処分の妥当性について検討する。

(1) 存否応答拒否制度について

条例第13条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、保護されるべき利益を損なうこととなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

開示請求に対しては、当該開示請求に係る行政文書の存否を明らかにした上で、存在している場合は開示又は不開示を回答し、存在しない場合は

存在しない旨を回答することが原則である。

しかし、行政文書の内容によっては、存在しているか否かを答えるだけで不開示情報を開示した場合と同様に、個人や法人等の権利利益を侵害したり、県の機関又は国等の機関が行う事務事業に支障を及ぼすことがあり得る。

このため、条例第13条は、対象となる行政文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否できる場合を例外的に規定しているものである。

(2) 本件請求文書に係る条例第10条第4号該当性について

条例第10条第4号は、公にすることにより、犯罪の予防、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報が記録されている行政文書を不開示とすることを定めたものである。その場合、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすかどうかについては、専門的、技術的判断を要するため、実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報を不開示とするものである。

なお、「実施機関が認めることにつき相当の理由がある」とは、本号に該当する情報については、その性質上、開示又は不開示の判断を行うに当たり、高度の専門的・技術的な判断が求められることが想定されることから、実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つものであると認められるかどうかを審査・判断するものであることを示す趣旨である。

本件請求文書は、「広島市〇〇にある〇〇の駐車場を令和5年のサミット期間中に警察車両を駐車する為に借用する事を決めた決裁文書と借用料が解る文書」である。

実施機関は、G7広島サミットの開催に伴う警備において、警備部隊車両の駐車場所として特定の場所を借用した事実に係る情報の存否を明らかにすれば、警備部隊車両の駐車場所として、特定の場所を借用したかどうかという事実が明らかとなると弁明している。

実施機関に確認したところ、「警備部隊車両」とは、要人警護、治安警備、災害救助、テロ対策等に従事する警察官の輸送や警備に必要な資材の運搬等に使用する車両であり、「警備部隊車両の駐車場所」とは、警備部隊車両

の所定駐車場所や現場活動時に駐車する場所であるとのことであった。

本件開示請求は特定の場所の借用に係る文書の請求であることから、本件請求文書の存否を答えると、実施機関が警備部隊車両の駐車場所として、特定の場所を借用したかどうかという事実を明らかにすることと同様の結果を生じさせることになる。

G 7 サミット等の大規模行事においては、テロ等の犯罪行為をはじめ、様々な手段を用いての不法行為の企図が想定されるところであり、警備部隊車両の駐車場所に関する情報でも、公にすると、情報分析の対象となつて、将来における大規模行事におけるこのような企図の一助となり得ることは否定しがたい。

したがって、本件請求文書の存否に関する情報は、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるにつき相当の理由があるものと認められる。

以上のことから、本件請求文書の存否を答えることは、条例第 10 条第 4 号の不開示情報を公にすることとなるため、同条第 6 号の該当性を判断するまでもなく、条例第 13 条の規定により本件請求を拒否した実施機関の判断は、妥当である。

2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

3 結論

よって、当審査会は、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

第 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和5年10月18日	・ 諮問を受けた。
令和6年6月28日 (令和6年度第3回第3部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和6年9月27日 (令和6年度第5回第3部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和6年10月25日 (令和6年度第6回第3部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第3部会】

金 谷 信 子	広島市立大学教授
中 根 弘 幸 (部 会 長)	弁護士
山 田 明 美	広島修道大学准教授